



■問題点

(1) 報酬減収によって被つた大きな影響

第一の問題は、報酬が減収した事業所の多さとその減収額の大きさです。今回の調査で判明したようすに、回答のあった約900カ所の就労継続B型のうち、多くの事業所で報酬減収が見込まれ、現実に報酬が減収となつた事業所は約

6割に及きました。年額換算になると約200万円以上減収となつた事業所は49%と過半数を占めます。

(2) 平均工賃などによる報酬基準の問題点

第2には、「生産性」や「効率性」の視点から、障害のある人の「働くこと」とその支援を画一的に評価してしまつた点です。そもそもの元凶は日額払いですが、今般の改定で実施された就労継続B型の平均工賃による報酬基準は、障害のある人の「働き方の選択」を狭める結果を招いたと言えます。

障害のある人の「働くこと」を保障するうえでは、障害の状況や特性に応じて、労働日数や時間の合理的配慮が必要です。とくに重い障害や精神障害のある人たちには、そうした配慮や人的支援が欠かせません。にもかかわらず、平均工賃で報酬額に格差がつけられてしまつた結果、障害のある人たちの「働き方の選択」の幅を狭めて、「生産性」や「効率性」のみを現場に押し付ける傾向を助長しました。

障害のある人の「働くこと」を、一面的に「生産性」や「効率性」で評価してはなりません。改めて、権利としての福祉や就労支援という視点から制度を見直す必要があります。

(3) 利用者支援の低下、職員確保の困難さを助長

坂下 共（さかしたとも）
きょうさん

今月のテーマ

ニュースナビ

News Navi

2019年
7月号

きょうさん調査から 障害福祉サービス報酬改定の影響

2018年4月からの障害福祉サービスの報酬改定は、障害者支援事業所の現場に大きな影響をもたらしました。きょうさんに加盟する事業所でもっとも多い就労継続支援事業B型（以下、就労継続B型）には、成果主義といえる

「前年度月額平均工賃（以下、平均工賃）にもとづく7段階の報酬基準」が導入され、目標工賃達成加算が廃止されました。

きょうさんは、2017年度末の段階で、影響見込み調査を実施して、報酬が大きく下がる事業所が多数出ることに警鐘を鳴らしていました。今回は2018年5月に行つた影響実態調査を紹介し

ます。本調査は、就労継続B型と、就労移行支援事業を対象としましたが、1000カ所を超える回答の多くを占めた就労継続B型に限定して紹介します。

■調査結果

(1) 職員一人分にもおよぶ減収となる事業所も

調査のもつとも重要な項目として、2018年3月分の基本報酬と同年5月分の基本報酬を比較しました。その際、3月分には目標工賃達成加算を含めていました。これは4月以降の基本報酬が、3月までの目標工賃達成加算の考え方を基本報酬に組み込んで

も及ぶことがわかりました。これは、非常勤職員一人分の人工費に相当する、看過できない減収です。回答の多くを占めた就労継続B型に限定して紹介します。

(2) 通所の不安定な利用者が多いほど減収に

精神障害とその他の障害種別ごとに、通所実績および報酬の増減を比較した結果、明らかに精神障害のある人の通所の不安定さと減収が関連付けられました。通所実績の割合を見ると、精神障害単独利用の事業所において、利用者の全員が「週4日以上」通所している事業所は0カ所でした。8割の利用者が「週4日以上」通所している事業所は、精神障害単

(3) 報酬減収による「人の支え」への影響

正規職員の増減員と報酬の増減を合わせると、報酬が減収した事業所のうち373カ所（73.4%）が職員の「増員なし」でした。増員だった354カ所においても「増員なし」が6割を超えた。また非正規職員も同様の傾向だったため、その合計も同様の結果でした。

そもそも障害福祉サービスの人員不足は近年、深刻になつていていますが、今回の報酬改定は、この深刻な人手不足を解消するどころか、さらにそれを悪化させました。

いるためです。
比較した結果、報酬が減収になった事業所は508カ所（58.7%）と半数を超えました。それに對して、増収になつた事業所は354カ所（40.9%）となりました。それには4カ所（0.5%）となりました。これを年収に換算すると、200万円以上の減収となつた事業所が249カ所（49.0%）にも及ぶことがわかりました。これ

は、非常勤職員一人分の人工費に相当する、看過できない減収です。回答の多くを占めた就労継続B型に限定して紹介します。

いる人の割合が少なくなればなるほど、減収の割合も多くなりました。